

## 補助資料②

### 特例承継計画に関する契約書

委任者 株式会社●●●●（以下、「甲1」という。）、●●●●（以下、「甲2」という。）及び●●●●（以下、「甲3」という。）と受任者 ●●●●（以下、「乙」という。）は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、「円滑化法」という。）施行規則第17条第2項の規定による確認申請書（以下、「特例承継計画」という。）の作成及び提出に関して、以下のとおり、合意する（以下、「本契約」という。）。なお、以下、「甲」とした場合には、甲1～3の全員を指すものとする。

#### （前提事項）

第1条 甲は、乙から「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし」（国税庁作成：全12ページ）の交付を受けた上で、事業承継税制についての制度・用語及び疑問点などに対する説明を受けたことを確認する。

2 甲は、本契約書のうち理解できない用語などについては、乙に質問し、理解したことを確認する。

#### （委託業務の範囲）

第2条 甲は、乙に対し、以下の業務（以下、「本件委託業務」という。）を以下の対価で委託し、乙はこれを受託する。

- 一 特例承継計画の作成及び提出についての指導及び助言 ●●●円（税別）
- 二 経営革新等支援機関による所見の記載 ●●●円（税別）

2 甲及び乙は、報酬の有無を問わず、本件委託業務には前項の業務外の事項を一切含まないものとし、特に以下の業務については、業務範囲に含まれないことを確認する。ただし、既に他の書面により締結されている業務についてはこの限りでない。

- 一 甲の株式についての贈与・相続などに関する株価対策（組織再編なども含む）及び第1条記載の説明を除く税務コンサルティング
- 二 特例承継計画の変更申請書の作成及び提出についての指導及び助言
- 三 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく認定申請に係る指導及び助言
- 四 贈与税・相続税申告書の作成、提出及びこれに付随する税務相談
- 五 その他、年次報告書、継続届出書の期日管理及び提出、贈与税から相続税の納

税猶予の切り替え及び贈与税・相続税の免除申請など事業承継税制の適用・維持・免除に必要となる一切の行為

- 3 甲と乙は、乙が本件委託業務に含まれない業務（前項各号の業務を含むがこれらに限られない）を行う場合には、協議の上、別途書面を締結するものとし、口頭により委任契約が成立することはないことを確認する。なお、甲1と乙との間に、別途顧問契約がある場合であっても、当該顧問契約は、法人税に関する業務についてのものであり、贈与税・相続税（事業承継税制全般を含む。）に関する業務は含まれない。

（報酬の支払方法）

- 第3条 ●は、乙に対し、本件委託業務の対価として、●年●月●日までに、●●●●円を銀行振込の方法で支払うものとする。なお、振込手数料等支払いに要する費用は甲の負担とする。

（資料等の提供及び責任）

- 第4条 甲は、本件委託業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下、「資料等」という。）をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。
- 2 甲は、乙から資料等の請求があった場合には、乙に対して、資料等を速やかに提出しなければならない。甲からの資料等の提出がないとき又は提出時期が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
- 3 甲の乙に対する資料等の提供不足、資料等の内容に誤りがあったことに起因して、甲及び第三者に不利益が生じたとしても、その不利益は甲において負担するものとする。

（説明及び免責）

- 第5条 乙は、甲に対して、本契約締結に際して、以下に掲げる事項を説明し、甲はこれを確認・了承した。

- 一 特例承継計画に特例後継者として記載されていない者は、円滑化法の特例認定を受けることができず、事業承継税制の特例措置の利用ができないこと
- 二 特例承継計画の都道府県知事の確認を受けた後に、計画の内容に変更があった場合は、変更申請書を都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があり、あらためて経営革新等支援機関による指導及び助言が必要であること
- 三 特例後継者が事業承継税制の特例措置の適用を受けた後は、当該特例後継者を変更することができないこと（ただし、特例後継者を二人または三人記載した場合

であって、未だ甲1株式の贈与・相続を受けていない者がいる場合には、当該特例後継者に限って変更することが可能であることに留意する。)

四 特例承継計画及び変更申請書の提出が可能な期間は、2024年3月31日までであること

2 乙は、甲が前項の説明内容を失念し、特例承継計画の変更をしなかった場合において、甲及び第三者に不利益が生じたとしても、一切の責任を負わないこととする。

(再委託)

第6条 乙は、税理士法その他の法令に違反しない範囲において、本件委託業務を遂行するにあたり、自己の責任で、第三者に対して、本件委託業務の一部又は全部を再委託することができる。ただし、この場合、乙は、再委託先を適切に管理・監督する義務を負う。

(特定個人情報の取り扱い)

第7条 甲は、乙が本件委託業務を遂行するにあたり必要がある場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく特定個人情報(以下、「特定個人情報」という。)を乙に提供するものとする。

2 乙は、前項の特定個人情報を本件委託業務の遂行のため又は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、例外的な取扱いができる場合にのみ利用するものとし、その他の目的には利用しない。

3 乙は、第1項に定める特定個人情報を甲の機密事項として、適法かつ適切に管理し、取り扱うものとする。

(反社会的勢力との取引排除)

第8条 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

一 自己及び自己の役員・株主(以下「関係者」という。)が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと

二 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

三 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと

四 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

五 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辭を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこ

と

2 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲または乙が、本契約に定める義務に違反した場合には、その相手方は催告の上、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、自らの責に帰すべき事由により本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

2 前項の損害賠償額は、第2条第1項に定める委託業務の対価を上限とする。ただし、損害を被ったのが個人であり、かつ、乙に故意又は重過失のある場合にはこの限りではない。

(管轄裁判所)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、●●簡易裁判所又は●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、甲の代表者及び乙が各1通を保有する。

●●●●年●月●日

(委任者)

甲1 所在地 ●●●  
株式会社 ●●●  
代表取締役 ●●●

印

(委任者)

甲2 住所



氏名



印

(委任者)

甲3 住所



氏名



印

(受任者)

乙 所在地



税理士



印